

佐久市議会における議員定数改定の経過

平成27年3月23日現在

1 平成17年合併時の議員定数：34人

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会において、市町村の合併の特例に関する法律に規定する定数特例（※1）と在任特例（※2）の適用について協議がされ、その結果、これらの特例は適用せず、4市町村の議会議員は、新市設置の日の前日に失職し、設置の日から50日以内に設置選挙を行うこと、また、新市の議会議員の定数は、地方自治法第91条の法定上限定数（当時）である34人とするのが決定され、平成16年8月23日の合併協定書に明記された。

なお、議員定数を34人と定める佐久市議会議員定数条例は、市長職務執行者の専決処分により、平成17年4月1日に制定・公布された。

※1 定数特例 合併関係市町村の協議により、合併後の市町村の法定上限定数の2倍まで定数を増員することができる特例

※2 在任特例 合併関係市町村の協議により、合併前の議員の任期を2年まで延長することができる特例

2 平成21年の佐久市議会議員一般選挙から：28人

合併後2年を経過する中で、議長からの議会改革の要請を受けた議会運営委員会は、平成19年12月に、各会派から選出された10人の議員から構成される議会改革研究会を発足させた。

議会改革研究会では、緊急課題である議員定数の見直しについて、調査・研究を重ねた結果、次の一般選挙から議員定数を34人から6人減じ、28人とするとの結論に達し、平成20年5月16日に議会運営委員会に報告書が提出された。

報告書の提出を受けた議会運営委員会では、各会派の意向も踏まえ、議会改革研究会の結論を重く受けとめ、この報告どおりとすることとし、同年5月30日にこの結果を議長に報告するとともに、同年6月10日の議会全員協議会に報告し、承認を得た。

以上の経過に基づき、平成20年第2回定例会最終日の6月30日に、議会運営委員長が提案者、他の全委員が賛成者となり、次の一般選挙から定数を34人から28人に減ずる内容の議員定数条例の一部改正議案が提出され、全会一致で可決された。

3 平成29年の佐久市議会議員一般選挙から：26人

平成25年5月に設置された議会改革特別委員会に対し、同年7月に、議長から議員定数を検討項目とすることについて提案があり、これに基づき、同特別委員会において、議員研修会、議員アンケート、市民アンケート、2回にわたる議員間討議等を実施し、審議を重ねた結果、平成27年2月12日に、議長に対し、審議結果の報告書が提出された。

その内容は、特別委員会として十分な議論を重ね、議員定数に関する合意形成を目指したが、望ましい定数についての合意を得るまでには至らなかったことから、多数決で結論を出すのではなく、ありのままの状況を報告することになったとし、その状況について、委員8人のうち、現在の議員定数を削減すべきであるとするものが5人、現在の議員定数は適正であるとするものが3人であり、また、議員定数を削減すべきであるとする者5人のうち、定数27人を適正と考える者が1人、定数26人を適正と考える者が2人、定数25人を適正と考える者が1人、定数24人を適正と考える者が1人という結果を報告し、最後に「議員各位におかれては、本委員会における結論及び議員研修会、議員アンケート、議員間討議、市民アンケート等の結果を踏まえ、熟慮の上、平成27年佐久市議会第1回定例会において、定数条例改正案の提出等の必要な対応をお願いします」と結ぶものであった。

この報告を受けて、さらに議会運営委員会及び会派代表者会議において、議員定数の在り方について協議したが、意見の一致をみることはなかった。

そこで、議員定数を削減すべきであるとの考えを共有する3会派の協議の結果、平成27年第1回定例会最終日の3月23日に、3会派代表者3人の議員提案により、次の一般選挙から定数を28人から26人に減ずる内容の議員定数条例の一部改正議案が提出され、討論（反対討論3人・賛成討論3人）・起立採決の結果、賛成多数（議長を除き、賛成18人・反対8人）で可決された。